

指定重症心身障害児施設指導監査基準

施設管理

1	基本方針	4
2	人員に関する基準	5
3	設備に関する基準	5
4	運営に関する基準	6
(1)	内容及び手続きの説明及び同意	6
(2)	提供拒否の禁止	6
(3)	あっせん、調整及び要請に対する協力	7
(4)	サービス提供困難時の対応	7
(5)	受給資格の確認	7
(6)	障害児施設給付費の支給の申請に係る援助	7
(7)	居住地の変更が見込まれる者への対応	7
(8)	入退所の記録の記載等	8
(9)	施設利用者負担額の受領	8
(10)	施設給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	9
(11)	施設利用者負担額に係る管理	10
(12)	指定施設給付費等の額に係る通知等	10
(13)	施設給付決定保護者に関する都道府県等への通知	10
(14)	管理者による管理	11
(15)	管理者の責務	11
(16)	運営規程	11
(17)	勤務体制の確保等	12
(18)	定員の遵守	12
(19)	非常災害対策	13
(ア)	防火管理者	13
(イ)	消防計画	13
(ウ)	避難訓練及び消火の訓練	13
(エ)	消防用設備点検	14
(20)	衛生管理等	14
(ア)	衛生管理	14
(イ)	循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	14
(ウ)	受水層の管理	15
(エ)	医薬品等	15
(21)	協力医療機関	15
(22)	掲示	15
(23)	秘密保持	15
(24)	利益供与等の禁止	16

(25)	苦情解決	16
------	------	----

報酬算定

1	算定	18
---	----	----

利用者処遇

1	心身の状況等の把握	20
2	指定施設支援の取扱方針	21
3	施設支援計画の作成等	21
4	検討等	22
5	相談及び援助	22
6	指導、訓練等	23
7	食事	24
8	社会生活上の便宜の供与等	24
9	健康管理	25
10	衛生管理等	25
11	身体拘束等の禁止	26
12	虐待等の禁止	26
13	懲戒に係る権限の濫用禁止	26
14	情報の提供等	27
15	地域との連携等	27
16	事故発生時の対応	27
17	記録の整備	27

職員処遇

1	就業規則	30
(1)	就業規則の整備	30
(2)	労働時間	31
(3)	労使協定等	31
(4)	休日・休憩	32
2	人事管理	33
3	衛生管理	33
(1)	職員の健康診断	33
(2)	衛生管理者等の選任	34

会計

1	会計処理	36
	(ア) 経理規程	36
	(イ) 管理組織の確立	36
	(ウ) 現金の保管	36
	(エ) 施設経理区分の収入、支出	37
	(オ) 固定資産	37
	(カ) 寄附金	38
	(キ) 契約事務	39
2	財務諸表	40
3	措置費（運営費）支弁対象施設の会計基準の適用	41
4	運営費の弾力運用要件	42
5	弾力運用の使途範囲	42
6	前期末支払資金残高	44
7	運営費の管理・運用	44

<関係法令、通知等>

- ◎最低基準…児童福祉施設最低基準
- ◎省令 …児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第178号）
- ◎通知 …児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（障発第0214004号）
- ◎懲戒乱用防止通知…懲戒に係る権限の濫用禁止について（平成10年2月18日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭局企画課長連名通知）
- ◎危機管理指針…福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）
- ◎告示第565号…食事の提供に要する費用及び高熱水費に係る利用料等に関する指針
- ◎苦情解決のための指針…社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日 障第452号、社援第1352号、老発514号 児発第575号連名通知）
- ◎防火安全対策の強化について…社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日 社施第107号）
- ◎虐待の防止について…障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日障発1020001号）
- ◎火災防止対策の強化について…社会福祉施設における火災防止対策の強化について（昭和48年4月13日社施第59号）
- ◎衛生管理について…社会福祉施設における衛生管理について 別添：大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月31日 社援施第65号）
- ◎レジオネラ症防止対策の徹底について…社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成15年7月25日 社援基発第0725001号）
- ◎飲用井戸及び受水槽の衛生確保について…社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（社援施第116号 平成8年7月19日）
- ◎日常生活に要する費用の取扱いについて…指定施設支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成19年2月14日 障発第0214003号）
- ◎児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日 法律第82号）
- ◎入所者の自立支援計画について…児童養護施設等における入所者の自立支援計画について（平成17年8月5日 雇児福発第080001号）
- ◎事故防止について…児童福祉施設における事故防止について（昭和46年7月31日 児発第418号）
- ◎施設内虐待の防止について…児童福祉施設における施設内虐待の防止について（平成18年10月6日 雇児総発第1006001号）
- ◎告示557号…児童福祉法に基づく指定支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第557号）
- ◎310号通知…社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日 社援第310号）
- ◎会計基準…社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日 社援第310号 別紙）社会福祉法人会計基準
- ◎6号通知…社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日 社援施第6号）
- ◎7号通知…社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日 社援施第7号）
- ◎指導監督徹底通知…社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日 雇児発第488号）
- ◎9号通知…措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について（平成12年2月17日 社援施第9号）
- ◎運営費局長通知…社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（雇児発第0312001号 平成16年3月12日）
- ◎告示557号…児童福祉法に基づく指定支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第557号）

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
1 基本方針	<p>1 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定施設支援の提供に努めていること。</p> <p>2 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めていること。</p> <p>3 利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていること。</p> <p>4 利用する障害児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないこと。</p>	<p>指定施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する責任者の設置、研修などを通じた職員の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた個別支援計画の作成、また職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制等を整備していること。</p> <p>人種、信条、性別、社会的身分等により差別をしていないこと。又、サービスの提供に当たっては、個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の意向を十分に尊重するよう努めていること。</p>	<p>省令第2条第1項</p> <p>省令第2条第2項</p> <p>省令第2条第3項 通知第2</p> <p>最低基準第9条</p>	<p><input type="checkbox"/>利用する障害児の立場に立った指定施設支援の提供に努めていない。</p> <p><input type="checkbox"/>地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/>県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めていない。</p> <p><input type="checkbox"/>必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていない。</p> <p><input type="checkbox"/>人種、信条等により差別的扱い、信条等を強制している。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者の立場に立った福祉サービス提供に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
2 人員に関する基準	5 従業者及び員数は、次のとおり適正に配置されていること。 ア 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者：同法に規定する診療所として必要とされる数 イ 児童指導員：1以上 ウ 保育士：1以上 エ 心理指導を担当する職員：1以上 オ 理学療法士又は作業療法士：1以上		最低基準第73条第1項 省令第81条第1項 通知第7-1	<input type="checkbox"/> 従業者が適正に配置されていない。	C
	6 従業者は、専ら当該指定施設の職務に従事する者になっていること。	従業者は、専ら当該指定施設の職務に従事する者になっていること。但し、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	省令第81条第2項 通知第7-1	<input type="checkbox"/> 従業者に兼務従業者がいる。	C
3 設備に関する基準	7 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有していること。		省令第82条第1項 通知第7の2	<input type="checkbox"/> 設備に不備がある。(軽微な不備がある場合はB)	C
	8 観察室、訓練室、看護師詰所及び浴室を有していること。				
	9 設備は、専ら当該施設の用に供するものになっていること。	支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	省令第82条第2項 通知第7の2	<input type="checkbox"/> 設備が専ら当該施設の用に供するものになっていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
<p>4 運営に関する基準 (1)内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>10 施設給付決定保護者が指定施設支援の利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をし、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っていること。</p>	<p>指定施設支援の提供の開始に際し、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていること。</p>	<p>省令第84条(第9条第1項準用) 通知第3の3(1)準用</p>	<p><input type="checkbox"/>文書等を交付して重要事項の説明を行っていない。又は、利用者の心身の特性に応じた配慮がない。(軽微な不備がある場合はB)</p>	<p>C</p>
	<p>11 指定施設支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていること。</p>	<p>指定施設支援の提供を受けることにつき、利用申込者の同意を得ていること。</p>		<p><input type="checkbox"/>支援の提供開始の同意を得ていない。</p>	<p>C</p>
	<p>12 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていること。</p>	<p>利用申込者との間で指定施設支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、次の事項を記載した書面を交付していること。 ① 施設の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 施設の経営者が提供する指定施設支援の内容 ③ 指定施設支援の提供につき施設給付決定保護者等が支払うべき額に関する事項 ④ 指定施設支援の提供開始年月日 ⑤ 指定施設支援に係る苦情を受け付けるための窓口 なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができる。</p>	<p>省令第84条(第9条第2項準用) 通知第3の3(1)準用</p>	<p><input type="checkbox"/>利用者の心身の特性に応じた配慮がない。又は、重要事項を記載した書面を交付していない。(軽微な不備がある場合はB)</p>	<p>C</p>
<p>(2) 提供拒否の禁止</p>	<p>13 正当な理由がなく指定施設支援の提供を拒んでいないこと。</p>	<p>指定施設は、利用申込みに対して施設支援を提供しなければならず、提供を拒むことができる正当な理由は、①利用定員を超える利用申込みがあった場合、②入院治療の必要がある場合、③その他障害児に対し自ら適切な支援を提供することが困難な場合等であり、障害の程度や所得の多寡を理由に拒否していないこと。</p>	<p>省令第84条(第10条準用) 通知第3の3(2)準用</p>	<p><input type="checkbox"/>正当な理由がなく支援の提供を拒んでいる。</p>	<p>C</p>

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	14 指定施設支援の利用について都道府県等が行うあっせん、調整及び要請に対しできる限り協力していること。		省令第84条(第11条準用) 通知第3の3(3)準用	<input type="checkbox"/> 都道府県等が行うあっせん、調整及び要請に対し協力していない。	C
(4) サービス提供困難時の対応	15 指定施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じていること。	利用申込に係る障害児に対し、指定施設支援の提供が困難であると認めた場合は、適当な他の指定施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていること。	省令第84条(第12条準用) 通知第3の3(3)準用	<input type="checkbox"/> 必要な措置を速やかに講じていない。(遅延している場合はB)	C
(5) 受給資格の確認	16 指定施設支援の提供を求められた場合は、施設給付決定保護者の提示する施設受給者証によって、施設給付決定の有無、施設給付決定をされた障害児施設支援の種類、給付決定期間等を確認していること。		省令第84条(第13条準用) 通知第3の3(5)準用	<input type="checkbox"/> 受給資格を確認していない。(確認内容が不十分な場合はB)	C
(6) 障害児施設給付費の支給の申請に係る援助	17 施設給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児施設給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行なっていること。		省令第84条(第14条第1項準用) 通知第3の3(6)①準用	<input type="checkbox"/> 必要な援助を行っていない。(援助が不十分な場合はB)	C
	18 施設給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児施設給付費の支給申請について、必要な援助を行っていること。	利用児童に係る支給期間の終了に伴い、保護者が引き続き指定施設支援を受ける意向がある場合には、施設給付決定に通常要すべき標準処理期間を勘案し、余裕をもって保護者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等必要な援助を行っていること。	省令第84条(第14条第2項準用) 通知第3の3(6)②準用	<input type="checkbox"/> 利用継続のための申請勧奨等必要な援助を行っていない。(援助が不十分な場合はB)	C
(7) 居住地の変更が見込まれる者への対応	19 施設給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合は、速やかに当該施設給付決定保護者の居住地の都道府県等に連絡していること。	施設給付決定保護者が転居等により居住地の変更が想定される場合には円滑な支援を受けることができるよう都道府県等へ連絡を行なっていること。	省令第84条(第16条準用) 通知第3の3(8)準用	<input type="checkbox"/> 居住地の都道府県等に連絡していない。(速やかでない場合はB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(8)入退所の記録の記載等	<p>20 入所又は退所に際して、施設受給者証記載事項を、その施設給付決定保護者の施設受給者証に記載していること。</p> <p>21 施設受給者証記載事項を遅滞なく都道府県等に対し報告していること。</p> <p>22 入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県等に報告していること。</p>	<p>施設は、入所又は退所に際しては、当該指定知的障害児施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、その施設給付決定保護者の施設受給者証に記載していること。</p>	<p>省令第84条(第17条第1項準用) 通知第3の3(9)①準用</p> <p>省令第84条(第17条第2項準用) 通知第3の3(9)①準用</p> <p>省令第84条(第17条第3項準用) 通知第3の3(9)②準用</p>	<p><input type="checkbox"/>施設受給者証記載事項を、保護者の施設受給者証に記載していない。(軽微な記載漏れはB)</p> <p><input type="checkbox"/>施設受給者証記載事項を都道府県等に報告していない。(遅延している場合はB)</p> <p><input type="checkbox"/>入所数の変動が見込まれる場合に都道府県等に報告していない。(速やかでない場合はB)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(9)施設利用者負担額の受領	<p>23 指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けていること。</p> <p>24 法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額の支払を受けていること。</p> <p>25 指定施設は、施設支援に係る利用者負担額の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用以外の支払を施設給付決定保護者から受けていないこと。 ア 日用品費 イ 上記のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</p>	<p>指定施設は、法定代理受領サービスとして提供される施設支援についての利用者負担額として、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、給付費の基準額の1割の支払を受けていること。</p> <p>指定施設が法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際には、施設給付決定保護者から利用者負担額のほか障害児施設給付費の額の支払等を受けていること。</p>	<p>省令第83条第1項 通知第7の3(1)①</p> <p>省令第83条第2項 通知第7の3(1)②</p> <p>省令第83条第3項 通知第7の3(1)③ 日常生活に要する費用の取扱について</p>	<p><input type="checkbox"/>特別の事情がある場合を除き、利用者負担額を受領していない。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者負担額、障害児施設給付費の額の支払を受けていない。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者からの受領が可能な費用の範囲が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(10)施設給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	26 利用者負担額等の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を施設給付決定保護者に対し交付していること。		省令第83条第4項 通知第7の3(1)④	<input type="checkbox"/> 領収書を交付していない。	C
	27 費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていること。		省令第83条第5項 通知第7の3(1)⑤	<input type="checkbox"/> サービスの内容及び費用について同意を得ていない。	C
	28 施設給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、金銭の用途が直接施設給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、施設給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていること。	障害児やその家族等に対して寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めていること。指定施設が施設給付決定保護者に金銭の支払いを求めることができるのは、金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、施設給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていること。	省令第84条(第19条第1項準用) 通知第3の3(11)準用	<input type="checkbox"/> 金銭の用途が便益を向上させるものでない。 <input type="checkbox"/> 曖昧な名目による不適切な費用を徴収している。	C C
	29 金銭の支払を求める際は、金銭の用途及び額並びに施設給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、施設給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ていること。	金銭支払いを求める際には、金銭の用途及び額並びに当該保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに同意を得ていること。(施設支援に係る利用者負担額の支払等については、この限りではない。)	省令第84条(第19条第2項準用) 通知第3の3(11)準用	<input type="checkbox"/> 金銭の支払いを求める理由について、書面で説明していない。(軽微な説明不足はB) <input type="checkbox"/> 保護者の同意を得ていない。	C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(11) 施設利用者負担額に係る管理	30 指定施設は、施設給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定施設が提供する指定施設支援及び他の指定施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、指定施設支援に係る利用者負担額合計額及び障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額又は児童福祉法第24条の20第3項に規定により算定した費用の額から当該障害児施設医療につき支給すべき障害児施設医療費の額を控除して得た額の合計額を算定していること。なお、指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県等に報告し、施設給付決定保護者及び他の指定施設支援を提供した施設等に通知していること。		省令第84条(第21条第2項準用) 通知第3の3(13)②準用	□施設利用者負担額等合計額を算定していない。又は報告及び通知をしていない。	C
(12) 指定施設給付費等の額に係る通知等	31 法定代理受領により都道府県等から指定施設支援に係る障害児施設給付費又は障害児施設医療費の支給を受けた場合は、施設給付決定保護者に対し、障害児施設給付費又は障害児施設医療費の額を通知していること。 32 法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を施設給付決定保護者に対して交付していること。	都道府県等から法定代理受領を行う指定施設支援に係る障害児施設給付費又は障害児施設医療費の支給を受けた場合には、施設給付決定保護者に対し、障害児施設給付費又は障害児施設医療費の額を通知していること。	省令第84条(第22条第1項準用) 通知第3の3(14)①準用 省令第84条(第22条第2項準用) 通知第3の3(14)②準用	□障害児施設給付費又は障害児施設医療費の額を通知していない。 □サービス提供証明書を交付していない。	C C
(13) 施設給付決定保護者に関する都道府県等への通知	33 施設給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児施設給付費又は障害児施設医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県等に通知していること。		省令第84条(第32条準用) 通知第3の3(24)準用	□保護者が偽りその他不正な行為により障害児施設給付費等の支給を受けた場合等に都道府県に通知していない。(報告が遅延している場合はB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(14) 管理者による管理	34 専らその職務に従事する管理者を置いていること。	<p>管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定施設の管理業務に従事していること。但し、次の場合であって、当該指定施設の管理業務に支障がない場合は、他の職務を兼ねることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定施設の従業者としての職務に従事する場合 2 指定施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定施設の管理業務に支障がないと認められる場合 	<p>省令第84条(第33条準用) 通知第3の3(25)準用</p>	<p><input type="checkbox"/>専らその職務に専従する管理者を置いていない。</p>	C
(15) 管理者の責務	35 管理者は、指定施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行なっていること。	<p>管理者の責務として、従業者の管理及び施設の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なっていること。</p>	<p>省令第84条(第34条第1項準用) 通知第3の3(26)準用</p>	<p><input type="checkbox"/>管理者が従業者の管理を一元的に行なっていない。(軽微な不備がある場合はB)</p>	C
	36 管理者は、従業者に必要な指揮命令を行なっていること。	<p>従業者に平成18年9月29日厚生労働省令第178号の第2章の指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行なっていること。</p>	<p>省令第84条(第34条第2項準用) 通知第3の3(26)準用</p>	<p><input type="checkbox"/>管理者が必要な指揮命令を行なっていない。(軽微な不備がある場合はB)</p>	C
(16) 運営規程	37 運営規程を定めていること。	<p>指定施設の適正な運営及び利用者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、次に掲げる事項を内容とする規程を定めていること。また、規程と現状に差異がないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 入所定員 4 指定施設支援の内容並びに施設給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 5 施設の利用に当たっての留意事項 6 緊急時等における対応方法 7 非常災害対策 8 虐待の防止のための措置に関する事項 9 その他施設の運営に関する重要事項 	<p>省令第84条(第35条準用) 通知第7の3(2) 通知第3の3(27) 虐待の防止について</p>	<p><input type="checkbox"/>運営規程を整備していない。又は、内容に不備がある。(軽微な不備はB) 又は、内容と現状とに差異がある。(軽微な差異がある場合はB)</p>	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(17) 勤務体制の確保等	38 障害児に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めていること。	虐待の防止のための措置に関する事項については、次の事項が規程に定められていること。 ① 虐待防止に関する責任者の設置 ② 成年後見制度の利用支援（法第63条の3の2第1項又は第2項の規定により障害児施設給付費等を支給されることができることとされた者の場合） ③ 苦情解決体制の整備 ④ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修計画や研修方法等） 指定施設ごとに原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしていること。	省令第84条（第36条第1項準用） 通知第3の3（28）①準用	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制を定めていない。（軽微な不備がある場合はB）	C
	39 指定施設の従業者によって指定施設支援を提供していること。	指定施設は、原則として指定施設の従業者によって指定施設支援を提供していること。（支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）	省令第84条（第36条第2項準用） 通知第3の3（28）②準用	<input type="checkbox"/> 指定施設の従業者によって施設支援を提供していない。	C
	40 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していること。	指定施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保していること。	省令第84条（第36条第3項準用） 通知第3の3（28）③準用	<input type="checkbox"/> 研修の機会を計画的に確保していない。（研修計画が書面に定められていない場合はB）	C
(18) 定員の遵守	41 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないこと。		省令第84条（第37条準用） 通知第3の3（29）②準用	<input type="checkbox"/> 入所定員及び居室の定員を超えている。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(19) 非常災害対策	<p>※指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査項目については、指導監査の対象としない。</p> <p>(1) 防火管理者 (2) 消防計画 (3) 避難訓練及び消火訓練の監査事項45の「避難訓練・避難訓練通報書」の提出 (4) 消防用設備点検</p>				
(ア) 防火管理者	42 防火管理者（変更を含む）を選任し、所轄の消防署へ届け出ていること。	防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ること。解任したときも、同様とすること。	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行令第4条	<input type="checkbox"/> 所轄の消防署へ届け出していない。	C
(イ) 消防計画	43 消防計画を作成（変更を含む）し、所轄の消防署へ届け出ていること。	非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定していること。	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行令第4条 消防法施行規則第3条	<input type="checkbox"/> 所轄の消防署へ届け出っていない。	C
(ウ) 避難訓練及び消火の訓練	44 避難及び消火の訓練を適切に実施し、記録していること。	避難及び消火の訓練を、それぞれ毎月1回以上実施し、記録していること。	最低基準第6条第2項 消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項 火災防止対策の強化について	<input type="checkbox"/> 避難及び消火訓練を実施していない。 <input type="checkbox"/> 夜間（想定）避難訓練を実施していない。 <input type="checkbox"/> 訓練結果が記録されていない。	C C B
	45 防火管理者は、訓練を実施する場合には、あらかじめ、年2回、消防機関に「消火訓練・避難訓練通報書」を提出していること。		消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項	<input type="checkbox"/> 通報書を提出していない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(エ) 消防用設備点検	46 消防用設備等の点検は適切に実施し、法令等に基づき結果を消防署へ報告していること。又、消防計画に定める自主点検が行われていること	消防設備等の法定点検及び自主点検が行われていること。 (1) 法定点検 消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期的に、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に年2回点検させ、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告すること。 (2) 自主点検 消防計画等に基づき定期的に自主点検を実施し、記録していること。	消防法第17条 同法第17条の3の3 防火安全対策の強化について 消防法施行規則第31条の6	<input type="checkbox"/> 法定点検を実施していない。 <input type="checkbox"/> 法定点検結果が報告されていない。 <input type="checkbox"/> 自主点検を行っていない。	C C B
(20) 衛生管理等	※ 指導監査実施年度又は前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の項目については指導監査の対象としない。 (ア) 衛生管理 監査事項47				
(ア) 衛生管理	47 使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行なっていること。	使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に従業員が感染源になることを予防し、感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するために備品等を備えるなど対策を講じていること。	省令第84条(第39条第1項準用) 通知第3の3(31)①準用	<input type="checkbox"/> 衛生上必要な措置を講じていない(軽微な不備がある場合はB)	C
	48 調理に従事するすべての職員は、月1回以上腸内細菌検査(検便)を実施していること。	消化器系伝染病の予防のため、調理に従事する職員については、毎月定期的に腸内細菌検査(検便)を実施していること。なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157とする。また、調理を委託している場合には、調理従事者及びその検査結果について把握していること。	衛生管理について(大量調理施設衛生管理マニュアル)	<input type="checkbox"/> 月1回以上の腸内細菌検査(検便)を実施していない。	C
(イ) 循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	49 循環式浴槽を利用している場合は、レジオネラ症防止対策として水質検査を適切に実施し、結果を記録していること。	水質検査の頻度は次のとおりであること。 (1) 毎日完全換水型→1年に1回以上 (2) 連日使用型→1年に2回以上[浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上]	レジオネラ症防止対策の徹底について	<input type="checkbox"/> 水質検査を実施していない。 <input type="checkbox"/> 検査記録がない。	C B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(ウ) 受水槽の管理	50 受水槽の衛生管理を適切に行っていること。	受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行なっていること。	飲用井戸及び受水槽の衛生確保について	<input type="checkbox"/> 受水槽の衛生管理（清掃等）を適切に行っていない。	C
(エ) 医薬品等	51 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されていること。	児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っていること。	最低基準第10条第4項	<input type="checkbox"/> 必要な医薬品等が備えられていない。又は管理を適正に行なっていない。（軽微なものはB）	C
(21) 協力医療機関	52 協力歯科医療機関を定めるよう努めていること。		省令第84条（第78条第2項準用）	<input type="checkbox"/> 協力歯科医療機関を定めるよう努めていない。	B
(22) 掲示	53 指定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していること。		省令第84条（第41条準用）	<input type="checkbox"/> 運営規程等の重要事項を掲示していない。（軽微な不備がある場合はB）	C
(23) 秘密保持	54 指定施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないこと。		省令第84条（第45条第1項準用） 通知第3の3（36）①準用	<input type="checkbox"/> 正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしている。	C
	55 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。	従業者等でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決める等の必要な措置を講じていること。	省令第84条（第45条第2項準用） 通知第3の3（36）②準用	<input type="checkbox"/> 退職後の守秘義務に関する規定を定めていない。（軽微な不備がある場合はB）	C
	56 指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、文書により家族等から同意を得ていること。	従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、施設は、あらかじめ、文書により保護者等の同意を得る必要があること。（同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる。）	省令第84条（第45条第3項準用） 通知第3の3（36）③準用	<input type="checkbox"/> 文書により家族等から同意を得ていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
(24) 利益供与等の禁止	56 相談支援事業者若しくは障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないこと。		省令第84条(第47条第1項準用) 通知第3の3(37)①準用	<input type="checkbox"/> 当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	57 相談支援事業者若しくは障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。		省令第84条(第47条第1項準用) 通知第3の3(37)②準用	<input type="checkbox"/> 家族等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受している。	C
(25) 苦情解決	58 提供した指定施設支援に関する障害児若しくは当該障害児に係る施設給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていること。	社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるために、苦情体制に関する要綱を整備し、利用者にも周知していること。	社会福祉法第82条 省令第84条(第48条第1項準用) 通知第3の3(38)①準用	<input type="checkbox"/> 苦情を受け付けるための必要な措置を講じていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	57 苦情を受け付けた場合には、内容等を記録していること。	苦情(指定知的障害児施設等が提供したサービスとは関係のないものを除く)の受付日、内容等を記録していること。	省令第84条(第48条第2項準用) 通知第3の3(38)②準用	<input type="checkbox"/> 苦情の内容等を記録していない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	58 その提供した指定施設支援に関し、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は職員からの質問若しくは指定施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じていること。		省令第84条(第48条第3項準用)	<input type="checkbox"/> 都道府県知事等が行なう調査等に協力していない。	C
	59 障害児若しくは当該障害児に係る施設給付決定保護者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なっていること。		省令第84条(第48条第3項準用)	<input type="checkbox"/> 都道府県知事等からの指導又は助言に従って必要な改善を行なっていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
	<p>60 都道府県知事等からの求めがあった場合は、上記の改善の内容を都道府県知事等に報告していること。</p> <p>61 運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力していること。</p>	<p>社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできるだけ協力していること。</p>	<p>省令第84条(第48条第4項準用)</p> <p>省令第84条(第48条第5項準用) 通知第3の3(38)③準用</p>	<p><input type="checkbox"/>都道府県知事等に報告していない。</p> <p><input type="checkbox"/>運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

報 酬 算 定

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
1 算定	<p>1 算定に誤りがないこと。</p> <p>2 次の加算の場合に、要件を満たして算定していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職員配置等加算 ・地域移行加算 <p>3 減算に該当する場合に、告示のとおり割合での算定となっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員超過利用減算(70/100) 		<p>告示第557号</p> <p>告示第557号</p> <p>告示第557号</p>	<p><input type="checkbox"/>算定に誤りがある。</p> <p><input type="checkbox"/>加算の要件を満たしていない場合に加算している。</p> <p><input type="checkbox"/>減算に該当する状態の場合に減算しないで算定している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

利 用 者 处 遇

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
1 心身の状況等の把握	1 指定施設支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていること。	指定施設は、障害児に対して適切な指定施設支援が提供されるようにするため、障害児の心身の状況等の把握に努めていること。 また、質の高い指定施設支援の提供に資することや障害児の生活の継続性を重視する観点から、他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めていること。	省令第84条（第15条準用） 通知第3の3（7）準用	<input type="checkbox"/> 心身の状況等の把握に努めていない。	B
2 指定施設支援の取扱方針	2 施設支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、支援を適切に行なっていること。	指定施設支援が、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じて適切に提供されていること。	省令第84条（第23条第1項準用） 通知第3の3（15）①準用	<input type="checkbox"/> 支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて支援が適切に提供されていない。	C
	3 指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していること。			<input type="checkbox"/> 支援が漫然かつ画一的になっている。	C
	4 従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、施設給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていること。	指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、施設給付決定保護者及び障害児に対し、施設支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等について、理解しやすいように説明を行っていること。	省令第84条（第23条第2項準用） 通知第3の3（15）②準用	<input type="checkbox"/> 支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていない。（軽微な不備がある場合はB）	C
3 施設支援計画の作成等	5 提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていること。	指定施設は、自らその提供する施設支援の質の評価を行い、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っていること。	省令第84条（第23条第3項準用） 通知第3の3（15）③準用	<input type="checkbox"/> 施設支援の質の評価を行っていない。又は、質の改善を図っていない。（軽微な不備がある場合はB）	C
	6 指定施設支援の提供に当たっては、必要に応じて施設支援計画を作成するとともに、施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供していること。	施設支援計画には、障害児の支援目標、指定施設支援の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定施設支援を提供する上で留意すべき事項その他の必要な事項を記載していること。（様式は、施設毎に定めるもので差し支えないこと。）	省令第84条（第24条第1項準用） 通知第3の3（16）①準用	<input type="checkbox"/> 施設支援計画が作成されていない。又は施設支援計画に基づき支援が提供されていない。（軽微な不備がある場合はB）	C
	7 施設支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定施設支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催していること。	計画の作成に当たっては、従業者の間で施設支援計画の作成に係る会議を開催していること。	省令第84条（第24条第2項準用） 通知第3の3（16）②準用	<input type="checkbox"/> 従業者の間で施設支援計画の作成に係る会議を開催していない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
4 検討等	8 施設支援計画の作成に当たっては、施設給付決定保護者及び障害児にその計画について説明し、文書によりその同意を得ていること。		省令第84条(第24条第3項準用) 通知第3の3(16)③準用	<input type="checkbox"/> 計画を説明していない。又は文書により同意を得ていない。	C
	9 施設支援計画の作成後、実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、必要に応じて、施設支援計画の変更を行なっていること。	施設支援計画の作成後、その実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行なっていること。なお、計画の見直しに当たっては従業者の間で会議を開催し、見直しの内容について施設給付決定保護者等に文書により同意を得ていること。	省令第84条(第24条第4項準用) 通知第3の3(16)④準用	<input type="checkbox"/> 必要な計画の変更を行っていない。又は従業者の間で会議を開催していない。又は保護者等に計画を説明していない。又は文書により同意を得ていない。	C
	10 障害児について、その心身の状況等に照らし、指定障害福祉サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、希望等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行なっていること。	障害児の心身状況及び居宅生活において利用可能なサービスを定期的に従業者の間で検討しつつ、居宅生活が可能と認められる障害児については、当該障害児の希望等を勘案しながら、退所に向けた必要な支援を図っていること。	省令第84条(第25条第1項準用) 通知第3の3(17)準用	<input type="checkbox"/> 定期的に検討していない。又は退所のための必要な援助を行っていない。(軽微な場合はB)	C
5 相談及び援助	11 検討に当たっては、児童指導員、保育士その他の従業者の間で協議していること。		省令第84条(第25条第2項準用)	<input type="checkbox"/> 検討を行なう職員の構成員に不備がある。	C
	12 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行なっていること。	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取り、積極的に障害児の生活の質の向上を図るため必要な援助を行なっていること。	省令第60条(第26条準用) 通知第3の3(18)準用	<input type="checkbox"/> 適切に必要な助言その他の援助を行っていない。(軽微な不備がある場合はB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定		
6 指導、訓練等	13 障害児の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行なっていること。	施設支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、地域での生活を念頭において行うことを基本とし、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うとともに、その人格に十分配慮して実施していること。	省令第84条(第27条第1項準用) 通知第3の3(19)①準用	<input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって指導、訓練等を行なっていない。(軽微な不備がある場合はB)	C		
	14 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行なっていること。			省令第84条(第27条第2項準用)	<input type="checkbox"/> あらゆる機会を通じて生活指導を行なっていない。(軽微な不備がある場合はB)	C	
	15 障害児の適性に応じ、できる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行なっていること。			省令第84条(第27条第3項準用)	<input type="checkbox"/> 利用者の適切に応じ適切に指導、訓練等を行なっていない。(軽微な不備がある場合はB)	C	
	16 常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させていること。			適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者を従事させていること。	省令第84条(第27条第4項準用) 通知第3の3(19)②準用	<input type="checkbox"/> 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させていない。	C
	17 障害児に対して、その施設給付決定保護者の負担により、指定施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないこと。				省令第84条(第27条第5項準用)	<input type="checkbox"/> 施設給付決定保護者の負担により、施設従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせている。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
7 食事	<p>18 献立はできる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有していること。</p> <p>19 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっていること。</p> <p>20 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われていること。</p>		<p>省令第84条(第28条第1項準用) 通知第3の3(20)準用</p> <p>省令第84条(第28条第2項準用) 通知第3の3(20)準用</p> <p>省令第84条(第28条第3項準用) 通知第3の3(20)準用</p>	<p><input type="checkbox"/>必要な栄養量が不足している。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者の身体的状況等に考慮したものになっていない。</p> <p><input type="checkbox"/>献立に従った調理が行われていない。</p>	C C C
8 社会生活上の便宜の供与等	<p>21 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行なっていること。</p> <p>22 障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、施設給付決定保護者の同意を得て代わって行なっていること。</p> <p>23 常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていること。</p>	<p>指定施設は画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行なっていること。</p> <p>障害児又はその家族が必要とする手続き等について、障害児又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、施設給付決定保護者の同意を得た上で代行していること。特に金銭にかかわるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度確認を得ていること。</p> <p>障害児の家族に対し、施設の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等によって家族が交流できる機会等を確保するよう努めるとともに、面会の場所や時間等についても、利便に配慮していること。</p>	<p>省令第84条(第29条第1項準用) 通知第3の3(21)①準用</p> <p>省令第84条(第29条第2項準用) 通知第3の3(21)②準用</p> <p>省令第84条(第29条第3項準用) 通知第3の3(21)③準用</p>	<p><input type="checkbox"/>教養娯楽設備等を備えていない。又はレクリエーション行事を行っていない。(軽微な不備がある場合はB)</p> <p><input type="checkbox"/>必要な手続き等を代わって行っていない。又は利用者等の同意を得ていない。(手続き等に軽微な不備がある場合はB)</p> <p><input type="checkbox"/>家族との交流等の機会を確保するよう努めていない。(面会時間等の配慮に軽微な不備がある場合はB)</p>	C C B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
9 健康管理	24 常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健法に規定する健康診断に準じて行なっていること。	<p>障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じていること。</p> <p>但し次のア、イに掲げる健康診断が行われた場合には、その健康診断がそれぞれ指し示す矢印の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる時は、その健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>ア 児童相談所等における入所前の健康診断 →入所した障害児に対する障害児の入所時健康診断</p> <p>イ 障害児が通学する学校における健康診断 → 定期の健康診断又は臨時の健康診断</p>	<p>省令第84条（第30条第1、2項準用） 通知第3の3（22）①準用</p>	<p><input type="checkbox"/>入所時の健康診断、年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断が実施されていない。</p>	C
	25 必要に応じ梅毒反応検査を行なっていること。		<p>省令第84条（第30条第3項準用）</p>	<p><input type="checkbox"/>必要に応じ梅毒反応検査を行っていない。</p>	C
	26 特に入所している者の食事を調理する者の健康診断に、綿密な注意を払っていること。		<p>省令第84条（第30条第4項準用） 通知第3の3（22）②準用</p>	<p><input type="checkbox"/>食事を調理する者の健康診断に綿密な注意を払っていない。</p>	C
10 衛生管理等	27 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていること。	<p>感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っていること。特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき適切な措置を講じていること。</p>	<p>省令第84条（第39条第2項準用） 通知第3の3（31）①準用 レジオネラ症防止対策の徹底について</p>	<p><input type="checkbox"/>感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていない。（軽微な不備についてはB）</p>	C
	28 障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきを行なっていること。	<p>入浴の実施に当たっては、障害児の心身の状況や自立支援を踏まえ行なっていること。また事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど障害児の清潔保持に努めていること。</p>	<p>省令第84条（第39条第3項準用） 通知第3の3（31）②準用</p>	<p><input type="checkbox"/>適切な方法により、入浴又は清しきを行っていない。</p>	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
1.1 身体拘束等の禁止	29 指定施設支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行っていないこと。		省令第84条（第42条準用） 通知第3の3（33）準用	<input type="checkbox"/> 緊急やむを得ない場合以外に、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行っている。	C
1.2 虐待等の禁止	30 従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他心身に有害な影響を与える行為をしていないこと。	児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる次の行為その他心身に有害な影響を与える行為をしていないこと。 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	省令第84条（第43条準用） 通知第3の3（34）準用 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第2条	<input type="checkbox"/> 虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為を行なっている。	C
1.3 懲戒に係る権限の濫用禁止	31 施設の管理者は、親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないこと。	管理者に対し与えられている懲戒に係る権限は、あくまでも障害児の健全育成のために与えられているのであって、この目的の範囲を超えて、懲戒に係る権限を濫用（殴る、蹴る、長時間一定の姿勢をとるよう求めること、食事を与えないこと、性的嫌がらせ、無視する等）していないこと。	省令第84条（第44条準用） 通知第3の3（35）準用 懲戒乱用防止通知	<input type="checkbox"/> 懲戒に係る権限を濫用している。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
1.4 情報の提供等	32 体罰等懲戒権の濫用禁止の取組みが行なわれていること。		懲戒乱用防止通知	<input type="checkbox"/> 懲戒権の乱用禁止について取組みが行なわれていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
1.5 地域との連携等	33 指定施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていること。		省令第84条(第46条第1項準用)	<input type="checkbox"/> 情報の提供を行うよう努めていない。	C
1.6 事故発生時の対応	34 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていること。	地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていること。	省令第60条(第49条準用) 通知第3の3(39)準用	<input type="checkbox"/> 地域住民等との交流に努めていない。	B
	35 障害児に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県等、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。		省令第84条(第50条第1項準用) 通知第3の3(40)準用	<input type="checkbox"/> 速やかに必要な措置を講じていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	36 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していること。		省令第84条(第50条第2項準用) 通知第3の3(40)準用	<input type="checkbox"/> 記録がない。(軽微な不備がある場合はB)	C
	37 指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていること。		省令第84条(第50条第3項準用) 通知第3の3(40)準用	<input type="checkbox"/> 速やかに損害賠償を行なっていない。(遅延している場合はB)	C
	38 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていること。		通知第3の3(40)③準用 危機管理指針	<input type="checkbox"/> 再発防止策が講じられていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
1.7 記録の整備	39 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していること。	従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備していること。	省令第60条(第52条第1項準用) 通知第3の3(42)準用	<input type="checkbox"/> 従業者等に関する諸記録を整備していない。(軽微な不備がある場合はB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
	40 指定施設支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その指定支援を提供した日から5年間保存していること。 ア サービスの提供の記録 イ 施設支援計画 ウ 都道府県等への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録		省令第60条(第52条第2項準用) 通知第3の3(42)準用	<input type="checkbox"/> 指定施設支援の提供に関する記録を5年間保存していない。軽微な不備がある場合はB)	C

職 員 処 遇

職員処遇

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
<p>1 就業規則 (1) 就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む）の整備</p>	<p>1 就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む）を整備していること。</p> <p>2 必要事項の記載等、内容が適正であること。</p>	<p>常時職員10人以上の施設にあつては就業規則（給与規程、育児介護休業規則等を含む。）の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。</p> <p>就業規則に必ず記載しなければならない事項が、記載されていること。</p> <p>1 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休業含む。）並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項</p> <p>2 賃金に関する事項…賃金（臨時の賃金等を除く）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</p> <p>3 退職に関する事項…退職の条件及び方法、解雇の条件及び方法（高年齢者等の雇用の安定に関する法律を含む。）</p> <p>次の任意的必要記載事項については、記載が義務付けられていないが、定めをする場合は必ず就業規則に記載しなければならないこと。</p> <p>① 退職手当の定めをする場合は、適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払方法並びに手当の支払の時期に関する事項</p> <p>② 臨時の賃金等（退職手当を除く）及び最低賃金額の定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>③ 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合は、これに関する事項</p>	<p>労働基準法第89条</p>	<p><input type="checkbox"/>就業規則が整備されていない。</p> <p><input type="checkbox"/>就業規則の内容に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定	
(2) 労働時間	3 作成、変更した就業規則は、理事会での議決を得ていること。	⑦ 表彰及び制裁の定めをする場合は、その種類及び程度に関する事項 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項	定款準則第9条備考	<input type="checkbox"/> 就業規則の作成、変更 に当たり理事会の議決 を得ていない。	B	
	4 作成、変更した就業規則は、労働基準監督署に届け出ていること。	使用者は、常時10人以上の労働者を使用する場合は、遅滞なく、労働者を代表する者の署名又は記名押印のある意見を記した書面を添付し、就業規則を労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法施行規則第49条	<input type="checkbox"/> 労働者を代表する者の 意見を記した書面を添 付し、労働基準監督署 に届け出をしていな い。	B	
	5 作成、変更した就業規則は、職員に周知していること。	使用者は、就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、職員に周知させなければならないこと。 就業規則（給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。）の内容と実態が一致していること。	労働基準法第106条	<input type="checkbox"/> 職員への周知が不十分 である。	B	
	6 就業規則の内容と実態が一致していると。 (1) 初任給が規程どおりであること。 (2) 昇給、昇格は規程どおりであること。 (3) 諸手当は規程どおりであること。			<input type="checkbox"/> 就業規則の内容と実態 が一致していない。(軽 微なものはB)	C	
	7 職員の労働時間は、所定労働時間を超えていないこと。	使用者は、職員に休憩時間を除き1日8時間、1週間について40時間を超えて、労働させてはならないこと。	労働基準法第32条	<input type="checkbox"/> 所定労働時間を超えて いる。	C	
	(3) 労使協定等	8 時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしていること。	使用者は、時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法第36条	<input type="checkbox"/> 時間外労働及び休日労働 を行う場合の届け出 をしていない。	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(4) 休日・休憩	9 賃金から給食費や親睦会費等の法令で定められているもの以外の控除をする場合は、賃金控除協定を締結していること。	賃金から給食費や親睦会費等法令で定められている税金、社会保険料以外を控除する場合は、あらかじめ労使で書面による協定を締結する必要があること。	労働基準法第24条	<input type="checkbox"/> 賃金控除協定を締結していない。	B
	10 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きがとられていること。	<p>1ヶ月単位の変形労働時間制を行なう場合は、就業規則その他これに準ずるもの又は労使協定により、期間を1ヶ月以内とし変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、各日・各週の労働時間を予め特定することにより、採用できる制度で、労使協定によった場合は、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。</p> <p>また、1年単位の変形労働時間制を行なう場合は、労使協定により、期間を1年以内とし、変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、労使協定(①対象となる労働者の範囲②対象期間③特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間)④対象期間における労働日及び当該労働日ごとの所定労働時間⑤労使協定の有効期間)を締結し、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。</p>	労働基準法第32条の2 労働基準法第32条の4	<input type="checkbox"/> 変形労働時間を採用している場合に必要な手続きがとられていない。	B
	11 職員の休憩時間及び休日は、適切に与えられていること。	<p>1 休憩時間…使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。</p> <p>2 休日…使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。(4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない)</p> <p>3 年次有給休暇…請求があった場合は、適切に付与されていること。</p> <p>4 産前産後休暇、育児時間、育児休業・介護休業等の請求があった場合は、適切に付与されていること。</p>	労働基準法第34条 労働基準法第35条 労働基準法第39条 労働基準法第65条 労働基準法第67条 育児・介護休業法	<input type="checkbox"/> 休憩時間及び休日が適切に与えられていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価事項	判定
2 人事管理	12 職員の採用に際し、職務内容、給与等の労働条件を明示していること。	<p>使用者は、労働契約の締結に際し、労働者(短時間労働者を含む)に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこと。</p> <p>1 労働契約の期間に関する事項 2 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 3 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 4 賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 5 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p>	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	<input type="checkbox"/> 労働条件を明示していない。 <input type="checkbox"/> 労働条件の明示に一部不備がある。	C B
	13 労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。	<p>使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。</p>	労働基準法第109条	<input type="checkbox"/> 労働関係に関する重要な書類を3年間保存していない。	B
	14 雇入れ時の健康診断は、適切に行われていること。	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行うこと。(医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない)</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条	<input type="checkbox"/> 雇入れ時の健康診断が実施されていない。	B
3 衛生管理 (1) 職員の健康診断	15 定期健康診断は、適切に行なわれていること。	<p>定期健康診断は1年以内ごとに1回の実施が求められているが、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条、第45条	<input type="checkbox"/> 定期健康診断が行われていない。	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令 等	評 価 事 項	判 定
(2) 衛生管理者等の選任	16 短時間労働者等の健康診断は、適切に行なわれていること。	1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に健康診断を行うこと。	パートタイム労働指針第3-1-(9)（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に基づく適切な対応について）	<input type="checkbox"/> 短時間労働者等の定期健康診断が行なわれていない。	B
	17 労働者を常時50人以上使用する事業者は定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（定期のものに限る）を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していること。	労働安全衛生規則第52条	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署へ報告していない。	B
	18 労働者が常時50人以上の職場は、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働安全衛生法第12条、13条	<input type="checkbox"/> 産業医、衛生管理者を選任していない。 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署に届け出していない。	B B
	19 労働者が常時50人以上の職場は、衛生委員会を設置し、月1回開催していること。		労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を設置していない。	B
	20 労働者数が10人から49人の職場は衛生推進者を選任していること。		労働安全衛生規則第22条	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を月1回開催していない。	B

会 計 編

施設会計

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
会計 1 会計処理 (施設経理区分) (ア) 経理規程	1 経理規程を制定していること。	社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準等、各種関係通知に基づき、会計処理のために必要な事項について、経理規程を作成していること。	定款準則第12条備考一 (評議員会の権限の条)、 第21条 定款準則第20条 会計基準(局長通知)3 - (1)、4 - (1) 会計基準(課長通知)1 - (1) 「社会福祉法人における 入札契約等の取扱いにつ いて」(平成12年2月1 7日社会・援護局企画課 長等連名通知) 「社会福祉法人会計基 準」及び「指定介護老人 福祉施設等会計処理等取 扱指導指針」等の当面の 運用について」(平成12 年12月19日社会・援 護局施設人材課長等連名 通知)	<input type="checkbox"/> 経理規程が整備されて いない。 <input type="checkbox"/> 経理規程の一部に不 備がある。	C B
(イ) 管理組織の確立	2 施設経理区分に会計責任者が置かれて いること。なお、会計責任者と出納職 員の兼務は避け、内部けん制組織が確立 されていること。	会計責任者は理事長により任命されており、 辞令の交付、事務分担表に記載する等その権限 を明確にしていること。 会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳 簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関す る事務を行い、又は理事長の任命する出納職員 にこれらの事務を行わせるものとする。なお、 会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制 組織を確立していること。	6号通知1 - (1)	<input type="checkbox"/> 会計責任者が設置さ れていない。又は出 納職員と兼務してい る。 <input type="checkbox"/> 任命書類が確認でき ない。	C B
(ウ) 現金の保管	3 施設経理区分の現金保管については、 保管責任が明確にされていること。	現金保管については、事故防止等の観点から 保管責任が明確になっていること。	6号通知1 - (1)	<input type="checkbox"/> 保管責任が明確にな っていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(エ) 施設経理区分の 収入、支出	4 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。		310号通知	<input type="checkbox"/> 支出に充てている。 <input type="checkbox"/> 経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れられていない。	B B
	5 小口現金の保有額は、経理規程に定める限度額を超えていないこと。		310号通知	<input type="checkbox"/> 恒常的に保有限度額を超えている。	B
	6 施設経理区分の全ての収入及び支出は、会計責任者の承認を得ていること。	証憑書類を添付し、会計責任者の認印(承認)を受けていること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 会計責任者の認印(承認)を受けていない。	B
	7 施設経理区分の会計伝票及び請求書等の証憑書類は、適正に整備し保管していること。	会計伝票の内容と証憑書類の内容が一致していること。証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存していること。	会計基準第3条 310号通知	<input type="checkbox"/> 会計伝票、証憑書類が適正に整備、保管されていない。 (軽微な不備がある場合はB)	C
	8 経理規程に定める権限者に月次報告が行なわれていること。	資産、負債、の残高管理、財政状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表を作成し、理事長等経理規程で定められた権限者に報告していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 権限者に月次報告が行なわれていない。	C
(オ) 固定資産	9 施設の固定資産は、固定資産管理台帳等に記載され、適正に管理されていること。	適正な資産評価及び減価償却費の計上を行うために、各法人において固定資産管理台帳等の台帳を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な経理区分に計上し、管理していること。	6号通知2	<input type="checkbox"/> 固定資産が適正に管理されていない。(軽微なものはB)	C
	10 施設経理区分の固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。(法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得ること。)	固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 廃棄処分権限者の承認を得ていない。(法人運営に重大な影響があるものはC)	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
(カ) 寄附金	11 金銭の寄附は、寄附目的により経理区分の帰属を決定し、当該経理区分の寄附金収入としていること。		6号通知1-(5)①	<input type="checkbox"/> 寄附金を計上していない。(計上漏れ等状況によりB) <input type="checkbox"/> 経理区分が適切でない。	C B
	12 寄附申込者の意思を寄附申込書等により明確に確認するとともに寄附金収入台帳(明細表)を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理していること。	寄附金等を收受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けるとともに、寄附金収入明細表を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。	6号通知1-(5)②	<input type="checkbox"/> 寄附金台帳(収入明細表)を作成していない。 <input type="checkbox"/> 寄附金台帳に不備がある。	C B
	13 物品寄附は、取得時の時価により金額換算し収入処理を行っていること。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入に計上するとともに、当該物品の用途目的に応じて対応する支出科目に計上することとする。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	6号通知1-(5)②	<input type="checkbox"/> 物品寄付を適正に収入計上していない。	B
	14 金銭の収入に際しては、領収書を発行していること。	金銭の収入に際しては、会計責任者(出納職員を設けている場合は出納職員)の認印を受けた領収書を発行していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 領収書を発行していない。	B
	15 寄附の受領に際して、原則、法人で定めた権限者による承認が行われていること。		310号通知 定款準則第9条(備考)	<input type="checkbox"/> 法人で定める権限者による承認が行われていない。	B
	16 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。		指導監査徹底通知5-(4)-エ	<input type="checkbox"/> 寄附金を強要している。	C
	17 社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約を締結した相手(建設請負業者)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	指導監査徹底通知5-(2)-イ	<input type="checkbox"/> 建設請負業者等から、多額の寄附を受けている。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定								
(キ) 契約事務	18 契約については、原則、一般競争入札又は指名競争入札としていること。	<p>随意契約ができる場合の一般的な基準は次のとおりで、それ以外は入札とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより、一般競争入札に付さなければならないこと。</p>	契約の種類	金額	1 工事又は製造の請負	250万円	2 食料品・物品等の買入れ	160万円	3 前各号に掲げるもの以外	100万円	7号通知 1 (3) ア 310号通知	<input type="checkbox"/> 入札を行っていない。 <input type="checkbox"/> 入札に不備がある。	C B
	契約の種類	金額											
	1 工事又は製造の請負	250万円											
	2 食料品・物品等の買入れ	160万円											
	3 前各号に掲げるもの以外	100万円											
19 理事長以外の者が契約を締結している場合は、理事長から委任を受けていること。また、辞令等で委任の範囲が明確になっていること。	<p>理事長又は契約担当者（理事長の委任を受けた者）以外の者が契約していないこと。また、職員に委任する場合は、辞令等でその委任の範囲が明確になっていること。</p>	7号通知 1 (2)	<input type="checkbox"/> 委任を受けず、理事長以外の者が契約を締結している。 <input type="checkbox"/> 委任の範囲が明確になっていない。	B B									
20 価格による随意契約の場合、複数の業者から見積書を徴し、適正な価格を客観的に判断するとともに、競争入札が適当でない理由、見積業者選定の理由が明確となっていること。	<p>価格における随意契約は、2社以上の業者から見積を徴し比較する等、適正な価格を客観的に判断し、契約が経理規程に基づいた合理的な理由により行われているとともに執行伺い等に理由が明確になっていること。なお、継続的な取引を随意契約で行なう場合には、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行う等、適正な契約の維持に努めていること。</p>	7号通知 1 (4)	<input type="checkbox"/> 適正な価格を客観的に判断していない。 <input type="checkbox"/> 随意契約の理由が明確でない。	C B									
21 契約締結時において契約書、請書等で契約の履行が確保されていること。	<p>経理規程に定める額を超える契約を行う場合は相手方と契約書を取り交わしていること。契約書の作成を必要としない場合でも軽微な契約を除き、請書等を徴していること。</p>	310号通知	<input type="checkbox"/> 契約書が作成されていない。 <input type="checkbox"/> 請書等を徴していない。	C B									
22 その他、会計処理に関する事で不適切な事項がないこと。	<p>会計処理は、法人が定める経理規程に基づいて適正に処理されていること。</p>												

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
2 財務諸表	23 計算書類は、経理規程に定められた会計単位・経理区分（会計区分・セグメント）に区分されて作成されていること。	計算書類は、法人の経理規程に定められた会計の基準により、資金収支計算書（収支計算書）、事業活動収支計算書（事業活動計算書）、貸借対照表、財産目録の計算書類が作成され、会計単位・経理区分（会計区分・セグメント）に区分されて作成されていること。	310号通知 老計第8号通知	<input type="checkbox"/> 経理規程に定められた会計単位・経理区分で作成されていない。	C
	24 計算書類は、補助簿、付属明細書、前年度計算書類等との間に整合性があること。	採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更せず、財政及び活動の状況について真実な内容を表示すること。	会計基準第3条	<input type="checkbox"/> 数値の整合性が無い。（軽微なものはB）	C

会計 措置費（運営費）支弁対象施設

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
3 措置費（運営費） 支弁対象施設の会計基準の適用	1 施設の土地、建物に係る支出は、各施設 経理区分に計上していること。	措置費支弁対象施設については、施設の土地、 建物に係る支出は各施設経理区分に計上している こと。	9号通知2	<input type="checkbox"/> 施設の土地、建物に係 る支出を各施設経理 区分に計上していな い。	B B C B B
	2 経理区分毎の積立金（人件費積立金・施 設整備等積立金）は、積立金の累計額が把握 できるよう明細表を作成していること。	0312002号（問5）の取扱いをする法人 については、従来とおり人件費積立金、修繕積立 金、備品等購入積立金とする。	9号通知3	<input type="checkbox"/> 積立金明細表を作成 していない。	
	3 措置施設繰越特定預金は、貸借対照表に 計上している人件費積立金、施設整備等積 立金の合計額と同額を計上していること。	0312002号（問5）の取扱いをする法人 については、人件費積立金、修繕積立金、備品等 購入積立金の合計額と同額を計上していること。	9号通知4	<input type="checkbox"/> 措置施設繰越特定預 金額が貸借対照表と 一致していない。	
	4 社会福祉施設等整備補助制度等による 各種補助金は、補助金の目的に従って該当 する施設経理区分の収入としていること。		9号通知6	<input type="checkbox"/> 補助金の目的に従っ た施設経理区分の収 入としていない。	
	5 借入金に係る会計処理は、用途目的に従 って各経理区分において、経理を行なっ ていること。		9号通知7	<input type="checkbox"/> 借入金に係る会計処 理が、用途目的に従っ た経理区分で経理が 行なわれていない。	

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
4 運営費の弾力運用要件	6 運営費の弾力運用に当たっては、要件を満たしていること。	<p>運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められること。（(4)についてのみ要件を満たさない場合は課長通知に定めるところによるものとする。）</p> <p>(1)「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>(2)関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。特に入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>(3)社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書が公開されていること。</p> <p>(4)毎年度、次の①又は②が実施されていること。</p> <p>①「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>②「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき、第三者評価を受診し、その結果の公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>	運営費局長通知1（0312001号通知）	□弾力運用の要件を満たしていない。	C
5 弾力運用の用途範囲	7 運営費の弾力運用の用途は、当該施設における人件費、管理費、事業費に限られていること。	<p>人件費は、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費支出されるもので管理費は、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもので、事業費は、入所者の処遇に必要な一切の経費支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができる。</p>	運営費局長通知3（1）	□弾力運用の用途要件を満たしていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	<p>8 運営費は、使用計画を作成の上、人件費積立金、施設整備等積立金に積立していること。</p> <p>9 各積立金について、目的以外に使用する場合は、理事会において承認されていること。</p> <p>10 運営費を独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当する場合は、民間施設給与等改善費として加算された額を限度としていること。</p> <p>11 施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入を充当する場合は、要件を満たしていること。</p>	<p>運営費は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、人件費積立金、施設整備等積立金に積立していること。</p> <p>各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審議のうえ、法人経営上止むを得ないものとして承認されていること。</p> <p>運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等の整備に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p> <p>施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業の運営に要する経費、同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業、介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。</p>	<p>運営費局長通知3(2)</p> <p>運営費局長通知3(2)</p> <p>運営費局長通知3(3)</p> <p>運営費局長通知3(4)</p>	<p><input type="checkbox"/>使用計画が作成されずに人件費積立金、施設整備等積立金に積立られている。</p> <p><input type="checkbox"/>積立金を目的以外に使用する場合、理事会で承認されていない。</p> <p><input type="checkbox"/>運営費の借入金の償還金、その利息の充当額は、民改費として加算された額を超えている。</p> <p><input type="checkbox"/>預貯金の利息等の収入の用途要件を満たしていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
6 前期末支払資金残高	12 前期末支払資金残高を経費に充当する場合、理事会の承認を得ていること。	前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営費に支障が生じない範囲において、法人本部の運営に要する経費、同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費、同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業、介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費以下の経費に充当することができる。	運営費局長通知4	<input type="checkbox"/> 前期末支払資金残高を経費に充当する場合に理事会の承認を得ていない。	C
	13 取崩の使途が適正であること。		<input type="checkbox"/> 前期末支払資金残高の使途が適正でない。	C	
	14 公益事業への充当額が前期末支払資金残高の10%以内になっていること。		運営費局長通知4	<input type="checkbox"/> 公益事業への充当額が前期末支払資金残高の10%以上になっている。	C
	15 当期末支払資金残高の保有は、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以内になっていること。	当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保されたうえで、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること。	運営費局長通知4	<input type="checkbox"/> 当期末支払資金残高の保有が、運営費収入の30%以上になっている。	C
7 運営費の管理・運用	16 運営費の管理・運用については、安全確実でかつ換金性の高い方法で行なっていること。	運営費の管理・運用については、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等のリスクが大きいものは認められない。	運営費局長通知5（1）	<input type="checkbox"/> 運営費の管理・運用を、安全確実でかつ換金性の高い方法で行なっていない。	C
	17 運営費を他の経理区分に繰替え使用をした場合は、年度内に補填していること。	運営費を経営上止むを得ない場合に、同一法人の他の経理区分への貸付けを行なった場合は年度内に補填しなければならないこと。また、法人外への貸付は一切認められないこと。	運営費局長通知5（2）	<input type="checkbox"/> 運営費を年度内に補填していない。 <input type="checkbox"/> 運営費を法人外に貸付けている。	C C